

◆◆◆ 罹災証明書等に関するQ&A ◆◆◆

(1) 罹災証明書に関すること

質問	回答
罹災証明書とは何ですか。	住家等（住家又は非住家の延床面積の概ね1割以上が損壊したものに限る。）について、市が現地調査等により罹災の事実を確認することができた場合に、その罹災の程度を証明するものです。
住家と非住家の違いは何ですか。	住家とは、世帯が、現実に生活の本拠として日常的に使用している建物をいいます。 非住家とは、住家以外の建物をいい、空き家や別荘などの生活の本拠として使用されていない住宅のほか、店舗、工場、倉庫などがあります。
罹災証明書はどのようなときに使うものですか。	被災者生活再建支援金等の各種支援措置や住宅等の保険金請求を行うために必要となる場合があります。
受付期限はありますか。	受付期限は設けておりませんが、時間の経過に伴い被害状況を確認することが困難となります。被害状況が確認できない場合には罹災証明書を交付できませんので、できる限りお早めの申請をお願いします。
いつ交付されるのですか。	現地調査を行い、損害程度判定が完了したのから順次発行します。災害の規模によっては、交付までに相当の時間を要する場合があります。
どういう方法で交付されますか。	原則として窓口で交付します。ただし、住所地にいない等により窓口に来られない場合には郵送いたしますので、申請時にご相談ください。
誰が申請できるのですか。	① 罹災した家屋の世帯主及び世帯員 ② 罹災した家屋の権利関係者 ③ ①・②の方（法人の場合は代表者）から委任を受けた方
申請には何が必要ですか。	・窓口に来られる方の本人確認書類（法人の場合は社員証） ・代理人（罹災世帯員以外の方）が来られる場合には、委任状 ・罹災物件の権利関係者が来られる場合には、その権利関係が分かる書類等 ・被害状況が分かる写真（データ可）※ない場合は不要が必要です。

申請順に交付されるのですか。	災害の規模、申請者数等に応じた効率的な方法により交付しますので、申請順に交付されるとは限りません（地区別に交付など）。
建物を解体（補修）してもいいですか。	被害状況を確認するため、できる限り現地調査後に解体（補修）をお願いします。もしすぐに解体（補修）したいということでしたら、被害状況が確認できるよう写真を撮っておいてください。
家の中の片付けをしてもいいですか。	建物以外のもの（家財等）を片付けることは、問題ありません。
料金はいくらですか。	無料です。
何枚請求してもいいのですか。	枚数制限はありませんが、迅速な証明書発行のため、必要最低限の枚数での請求をお願いします。
郵送で申請することはできますか。	可能です。宇和島市税務課までお送りください（切手代は申請者負担となります。）。返信用の切手・封筒は不要です。
複数の建物を持っていますが、それぞれ申請が必要ですか。	建物が複数あっても、1枚の申請書で申請できます。
動産（自動車や家財）の被害についても罹災証明書が交付されますか。	罹災証明書は、建物の損害の程度について証明するものですので、動産についての罹災証明書は交付できません。
再発行はできますか。	再度申請が必要となりますが、再発行することができます（無料）。なお、電話、FAX等による申請はできません。

(2) 罹災届出証明書に関すること

質問	回答
罹災届出証明書とはどのようなものですか。	罹災証明書による証明対象とならない物件（動産等）や人的被害について、罹災状況を市長に届け出た事実を証明するものです（被害を受けたことを証明するものではありません。）。
罹災証明届出書はどのようなときに使うものですか。	保険金の請求手続等に必要となる場合があります。
受付期限はありますか。	特に設けておりません。
いつ交付されるのですか。	申請窓口にて申請書を受け付け、必要事項を確認の上、即時交付します。
どのような方法で発行されますか。	申請窓口にて申請書を受け付け、必要事項を確認の上、即時交付します。
誰が申請できるのですか。	① 被害を受けた物件の所有者・権利関係者 ② 人的被害を受けた方 ③ ①・②と同一世帯の方（法人の場合は従業員） ④ ①・②・③（法人の従業員を除く。）の方から委任を受けた方
申請には何が必要ですか。	・窓口に来られる方の本人確認書類（法人の場合は社員証） ・代理人（罹災世帯員以外の方）が来られる場合には、委任状 ・罹災物件の権利関係者が来られる場合には、その権利関係が分かる書類等が必要です。
料金はいくらですか。	無料です。
何枚請求してもいいのですか。	枚数制限はありませんが、迅速な証明書発行のため、必要最低限の枚数での請求をお願いします。
郵送で申請することはできますか。	可能です。宇和島市税務課までお送りください（切手代は申請者負担となります。）。返信用の切手・封筒は不要です。
複数の動産について罹災届出証明書が必要ですが、それぞれ申請が必要ですか。	動産が複数あっても、1枚の申請書で申請できます。